

小規模団体への柔軟な対応について

令和5年7月13日
スポーツ庁

目次

1. 理事在任期間の上限を原則10年（例外として14年）とする原則について
----- 2頁
2. 専門人材の確保やコンプライアンス等研修の実施をはじめ、各NFにおいて横断的な対応が可能な事項については、NFの負担軽減や知見共有の観点から、組織横断的な対応を行うべきではないか。 ----- 4頁
- <参考>
3. 中央競技団体のガバナンス強化のための仕組み ----- 5頁
4. スポーツ団体ガバナンスコード適合性審査スキーム図 ----- 6頁

小規模団体への柔軟な対応について

<論点>

理事在任期間の上限を原則10年（例外として14年）とする原則について

<団体からのご意見>

- ◆ IFの役員になるためには、NFの代表者としてIF会議に出席して各国代表と人間関係を構築する必要があるが、人間関係の構築には時間がかかるため、任期を10年を上限とする原則は障害となる。
- ◆ 協会経営の人材を育てるためには、理事としての学びと業務執行理事としての経営の経験が必要であるが、この経験を踏むことを考えると、会長の任期も踏まえて10年というのは短い。
- ◆ 大小さまざまな規模の競技団体に対して、コードの一律遵守を求めることには無理があり、団体の規模に応じた配慮が必要ではないか。

<前回部会におけるご意見>

- ◆ NFの委員会で活動し、実績を積んだ上で理事に就任するキャリアパスにすれば10年でも短くはないのではないか。
また、理事を退任した後も委員会に残り、後任の理事をサポートする形とすれば業務の継続性も保たれるのではないか。
- ◆ NFにおいてしっかりと理事となる人材の育成がなされているのか疑問である。団体運営に支障が出ないような工夫が必要ではないか。
- ◆ 団体の特性（規模等）を踏まえて本原則を適用した方がよい。

小規模団体への柔軟な対応について

【参考：スポーツ団体ガバナンスコード〈中央競技団体向け〉（令和元年6月10日）（抄）】

第1章 中央競技団体における適正なガバナンスの確保について

2. NFのガバナンス確保に向けた新たな仕組みについて

平成30年12月26日に開催した第1回円卓会議においては、NFのガバナンスの確保に向けた各構成員の取組事項について、相互に承認するとともに、誠実に履行することを合意した。この中で、JSPO、JOC及びJPSA（以下「統括団体」と総称する。）は、以下の4つの事項に取り組むこととしている。

(1)NFに対して、ガバナンスコードへの適合性審査を4年ごとに実施し、その結果を公表する。3団体に共通する加盟団体に対しては、共同で審査を実施する。審査基準については、加盟団体の実情を踏まえ、一定の柔軟性を有するものとする。

3. ガバナンスコードの役割と自己説明の在り方について

NFについては、統括団体が適合性審査を行うが、ガバナンスコードへの適合性という観点から、具体的にどのような自己説明が許容され得るかについては、統括団体が策定する審査基準に基づき、適合性審査において個別具体的に判断されることとなる。

なお、統括団体は、先述のとおり、審査基準について、加盟団体の実情を踏まえ、一定の柔軟性を有するものとするとしているところである。

小規模団体への柔軟な対応について

<論点>

専門人材の確保やコンプライアンス等研修の実施をはじめ、各NFにおいて横断的な対応が可能な事項については、NFの負担軽減や知見共有の観点から、組織横断的な対応を行うべきではないか。

<団体からのご意見>

◆ NFや統括団体からは、以下の事項について**団体横断的な対応の必要性**が指摘されている。

- 専門人材の確保【原則1,2,4,6,9,10】
- コンプライアンス研修の実施【原則5】
- 利益相反取引の対象範囲の判断【原則8】
- 通報制度や懲罰制度の独立性担保のための取組【原則9,10】
- 危機管理マニュアルの策定【原則12】

<前回部会におけるご意見>

- ◆ コードの遵守が難しいNFを救うという観点も重要。そのためにも競技横断的に支援する人材センターは必要。専門家が競技横断的に対応することで新たに気づくこともある。
- ◆ 小規模団体では、単独で弁護士等の専門家に相談できる体制を整備することは難しい。

【参考：現行の取組】

- ◆ 統括団体における取組
 - ・ 加盟団体の役職員や選手、指導者等を対象に、各種インテグリティ研修の機会を実施。（JOCインテグリティ教育プログラム、JPCインテグリティ研修会、JSPO加盟団体経営フォーラム等）
- ◆ JSCにおける取組
 - ・ スポーツ団体ガバナンス支援委員会を設置し、NFにおける不祥事案発生時において、第三者による調査等が必要となる事態が生じた際、NFからの求めに応じ、弁護士、会計士、学識経験者等による支援（助言）を実施。
- ◆ 日本財団パラスポーツサポートセンターにおける取組
 - ・ パラリンピック競技団体、関連団体が入居する共同オフィスの運営（令和5年4月現在で28団体が活用）
 - ・ すべての競技団体が活用できるシェアードサービス（会計、翻訳、法務・税務相談など）の提供
- ◆ スポーツ庁における取組
 - ・ スポーツ団体向けコンプライアンス・ハンドブックの策定・公表（平成29年度スポーツ庁委託事業）
 - ・ 利益相反管理規程、危機管理マニュアルのモデル例の策定・公表（令和2年度スポーツ庁委託事業）

中央競技団体のガバナンス強化のための仕組み

(参考)

<「スポーツ政策の推進に関する円卓会議」の第1回会合（平成30年12月20日）において合意>

- スポーツ庁は、ガバナンスコード策定主体として、審査の実施状況や不祥事案に係る対応等を確認。必要に応じて改善を求める。
 - (公財)日本スポーツ協会、(公財)日本パラリンピック委員会、(公財)日本障がい者スポーツ協会は、審査基準の設定や審査の実施状況等について協議、報告、情報共有。
 - (独)日本スポーツ振興センターは、モニタリング結果や第三者相談・調査の活用状況等をフィードバック。
- ※ 上記の結果を公表して、透明性を確保

スポーツ庁

- ◆ 「スポーツ政策推進に関する円卓会議」を主宰
- ◆ スポーツ団体ガバナンスコード(コード)を策定
- ◆ コードに基づく「自己説明-公表」の促進

(独)日本スポーツ振興センター (JSC)

- ◆ 中央競技団体に対するモニタリング
- ◆ 「スポーツ団体ガバナンス支援委員会」を設置し、不祥事案の際に団体からの要請に応じて支援(助言)を行う

スポーツ政策推進に関する円卓会議

(公財)日本パラスポーツ協会 (JPSPA)

- ◆ 加盟団体に対する指導助言、支援
- ◆ 審査結果の公表
- ◆ 加盟団体への指導、処分 など

中央競技団体

◆ 年1回、「自己説明-公表」

(公財)日本スポーツ協会 (JSPO)

- ◆ 加盟団体に対する指導助言
- ◆ 審査結果の公表
- ◆ 加盟団体への指導、処分 など

4年ごとのサイクルで適合性に係る審査

中央競技団体

◆ 年1回、「自己説明-公表」

4年ごとのサイクルで適合性に係る審査

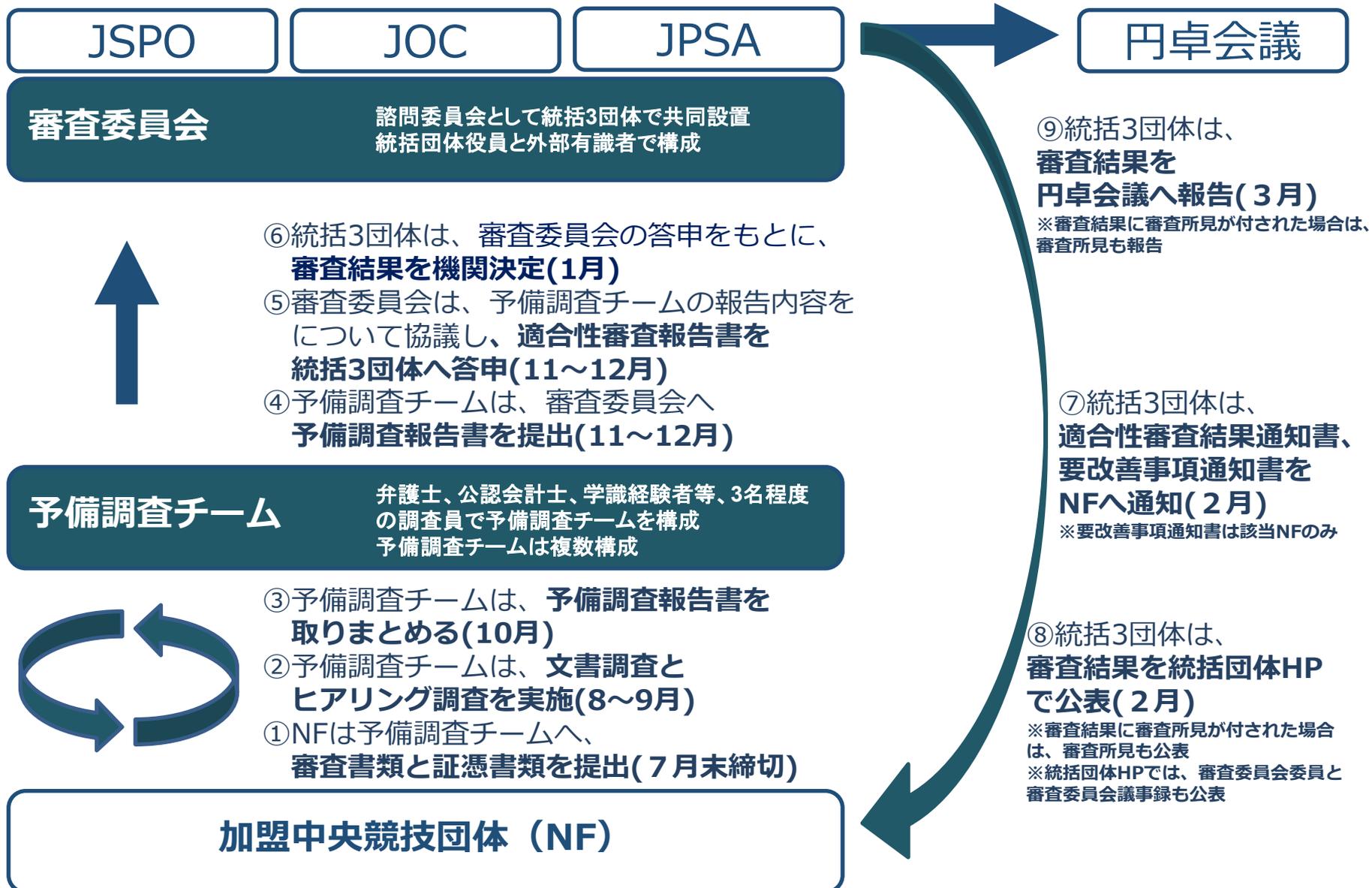
(公財)日本パラリンピック委員会 (JOC)

共同で審査を実施
JSPO・JOC共通加盟の団体は

JPSPA・JOC・JSPO共通加盟の団体は共同で審査を実施

- ◆ 加盟団体に対する指導助言
- ◆ 審査結果の公表
- ◆ 加盟団体への指導、処分 など

スポーツ団体ガバナンスコード適合性審査 スキーム図 (参考)



※NFと予備調査チームの間での審査書類のやり取りや、審査委員会の開催準備等、審査に係る事務手続きは統括3団体事務局が担う。